

大府市告示第 6 9 号

令和 7 年大府市議会第 1 回臨時会において、下記予算が議決されたので、地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

大府市長 岡 村 秀 人

記

- 1 令和 7 年度大府市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 令和 7 年度大府市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 度

大府市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 1 号

令和 7 年度大府市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大府市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 3 , 4 5 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 2 , 4 9 3 , 4 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

大府市長 岡 村 秀 人

第 1 表 歳入歳出予算 補正

1 歳 入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 6,696,683	千円 27,342	千円 6,724,025
	2 国庫補助金	1,636,942	27,342	1,664,284
16 県支出金		2,981,242	109	2,981,351
	2 県補助金	984,536	109	984,645
19 繰入金		3,279,331	106,001	3,385,332
	1 基金繰入金	3,279,331	106,001	3,385,332
歳入合計		42,360,000	133,452	42,493,452

2 歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総 務 費		千円 6,089,428	千円 2,888	千円 6,092,316
	1 総 務 管 理 費	4,410,325	2,888	4,413,213
3 民 生 費		16,955,682	4,827	16,960,509
	2 児 童 福 祉 費	10,360,595	4,827	10,365,422
4 衛 生 費		3,847,951	668	3,848,619
	1 保 健 衛 生 費	2,201,080	668	2,201,748
8 土 木 費		4,773,221	51,664	4,824,885
	3 河 川 費	322,243	4,211	326,454
	4 都 市 計 画 費	3,249,058	47,453	3,296,511
9 消 防 費		1,546,618	48,246	1,594,864
	1 消 防 費	1,546,618	48,246	1,594,864
10 教 育 費		4,460,558	25,159	4,485,717
	2 小 学 校 費	1,112,575	22,429	1,135,004
	4 社 会 教 育 費	635,921	2,730	638,651
歳 出 合 計		42,360,000	133,452	42,493,452

令和 7 年 度

大府市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和7年度大府市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度大府市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 既定の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
管路建設費	292,730千円	12,000千円	304,730千円

（資本的収入及び支出）

第3条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,225,935千円	12,000千円	1,237,935千円
第1項 企 業 債	678,500千円	6,000千円	684,500千円
第4項 補 助 金	206,460千円	6,000千円	212,460千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,634,303千円	12,000千円	1,646,303千円
第1項 建設改良費	832,700千円	12,000千円	844,700千円

(企業債)

第4条 既定の企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 555,500	証書借入	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により償還期間を短縮し、もしくは、繰上償還し、又は、低利に借り換えることができる。	千円 561,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
流域下水道事業	23,000				23,000			
資本費平準化	100,000				100,000			
計	678,500				684,500			

令和7年5月13日提出

大府市長 岡村 秀人